



親や家族の「死亡」または「認知判断能力の低下」で 生命保険契約の存在が分からない…

そんなときは、生命保険協会の

生命保険契約照会制度

を、ご利用いただけます

お客さまに代わって、生命保険協会が
生命保険各社に生命保険契約の有無を確認します



どんなときに制度が利用できるの？

次の理由により、
生命保険契約の有無が
分からないとき

- **[平時]** 親や家族が**死亡**したとき
親や家族の**認知判断能力が低下**したとき
- **[災害時]** 災害救助法が適用された地域で被災したこと
による死亡または行方不明のとき



どんな手順で調べたらいいの？

家族で調べる

- 保険証券を探す
 - 保険会社の通知を探す
 - 通帳を確認する
- など、まずは家族で生命保険契約の存在や内容を調べ、
制度を利用する必要があるかを判断します。



調べても分からない時

保険証券等があった時

制度を利用する

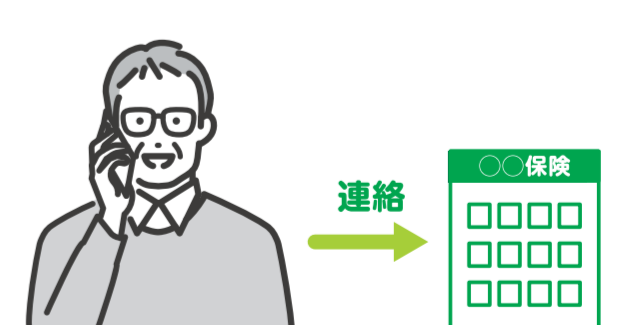
契約の存在が分からない場合は、生命保険協会に契約の有無の照会を行います。



※利用料は 1 照会当たり税込み WEB申請: 6,000円、書面申請: 7,000円
です。加えて、確認書類として「戸籍」や「協会所定の診断書」等の提出を
求めるため、別途ご準備いただく必要があります。
なお、災害時は利用料や書類の提出は求めません。

保険会社へ連絡する

契約内容の確認や保険金・給付金の請求については、契約している保険会社に、直接連絡をします。



※契約の存在が判明した場合、契約内容の詳細や具体的な請求
手続きについては、当該契約に基づく権利を有する方から生命
保険会社にご照会ください。

契約の存在が判明した時

詳しくは、生命保険協会のホームページをご参照ください

